

A decorative horizontal separator located at the bottom of the page. It features a black five-pointed star on the left and a black five-pointed star on the right, with a series of small white dots in between.

いばらき消費生活 メールマガジン

2025年9月30日230号

1 はい！相談室です

分電盤の交換工事のトラブルが急増由！

～無料占卜や安価なインターネット広告にご用心！～

2・9月は「高齢者向け悪質商法・三七電話詐欺被害防止共同キャンペーン」月間です

1. はい！相談室です

分電盤の点検商法に関する相談件数が2024年度から急増しており、契約当事者の約8割が70歳以上です。（令和7年1月15日 国民生活センター 報道発表資料より）

相談事例では、業者が電話等で突然分電盤やブレーカーの点検を持ち掛けて訪問し、「すぐに交換しなければ漏電して火事になる」などと不安をあおり、その場で分電盤の交換を迫る手口がみられます。中には電話口で実在する電力会社やその委託会社と名乗り、信用させる例もみられます。

また、停電をきっかけに電気が点かなくなつたため、慌ててインターネットで検索し安価な業者に依頼したところ、来訪後に広告の数倍にもなる高額な請求をされたという相談も寄せられています。

【相談事例 1】

高齢の母に「無料で分電盤の点検をします」との電話を受け訪問を了承した。業者が訪問し分電盤を点検したところ「かなり古いので交換しないといけない」と言われ、38万円で分電盤の交換を契約していた。クーリング・オフできるか。

【相談事例2】

ブレーカーが上がってしまい、インターネット検索で上位に出たフリーダイヤルに連絡すると業者が来訪した。「分電盤の交換が必要」と言われ、15万円で契約したが高額なので解約したい。

【アドバイス】

電話等で点検を持ち掛ける業者には安易に点検させないようにしましょう。点検をさせると、過度に不安をあおられたり、契約を急がされたりなど、業者の勧誘トークに乗せられ望まない契約を結んでしまう可能性があります。まずは周囲の人に相談したり、その業者を調べたりして慎重に対応しましょう。点検させたとしてもその場では契約せず、複数の業者から見積もりを取り、価格などを十分に比較・検討しましょう。

なお、4年に1回の無料法定点検の場合には、事前に書面が届きます。点検日時を電話で伝えることはありません。また、交換工事には電気工事士の資格が必要のため、訪問した調査員がその場で設備交換等の契約を持ちかけることもありません。なお、調査員は調査員証の携帯が義務付けられているので、必ず提示を求めましょう。

インターネットで検索する場合、広告をうのみにしないようにしましょう。連絡した業者が来訪した際、時間帯や現場の状況により必ずしもインターネット広告に記載された料金で依頼できるとは限りません。その場で契約せずに見積書をもらい、作業内容と代金を確認し、家族や信頼

できる人に相談するなど、慎重に判断しましょう。

訪問した業者と契約してしまった場合でも、特定商取引法上の訪問販売に該当する際は契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフできる場合もあります。

不安を感じたり、契約トラブルになった場合は、すぐに消費生活センター等に相談してください。

消費者ホットライン：「188（いやや！）」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

また、トラブルに遭わないために、日頃から停電や分電盤の不具合に備え、信頼できる専門業者の連絡先を調べておきましょう。

＜参考資料＞

○国民生活センター 発表情報

「分電盤の点検に行きます」の電話から始まる勧誘に注意

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20250115_1.html

○国民生活センター 発表情報

気をつけて！不安をあおる分電盤の点検商法

https://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen508.html

○経済産業省

電気設備の点検等を装った訪問者に御注意ください

<https://www.meti.go.jp/press/2024/01/20250115001/20250115001.html>

.....

「困ったな」「おかしいな？」と思ったら、すぐに消費生活センターなどに相談しましょう。商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど専門の相談員が受け、公正な立場でトラブル解決のための助言、あっせん（消費者が当事者として事業者と交渉するための手助け）、情報提供などを行います。

◇ご相談は「消費者ホットライン」をご利用ください。

全国共通・局番なし3桁「消費者ホットライン：188（いやや！）」

最寄りの消費生活相談窓口、又は国民生活センターをご案内します。

※相談できる曜日・時間帯は、お住いの地域の相談窓口によって異なります。

※相談は無料ですが、通話料金はご負担ください。

.....

2. 9月は「高齢者向け悪質商法・ニセ電話詐欺被害防止共同キャンペーン」月間です！

県消費生活センターでは、毎年9月を「高齢者向け悪質商法・ニセ電話詐欺被害防止共同キャンペーン」期間と定め、県警察本部及び県内市町村と連携して啓発活動を実施しています。

悪質業者は、健康やお金、孤独などの不安を抱えている高齢者に言葉巧みに近づき、貴重な財産を狙っています。

高齢者の被害を防ぐには、高齢者の周りにいる人が、高齢者の様子を気にかけて、変化に気づくことが重要です。「様子がおかしいな」と思ったら、すぐに「消費者ホットライン（局番なし）

「188」にご相談下さい。

また、次の「見守りポイント」を参考に高齢者の変化を見逃さず、声掛けをすることで、高齢者本人が被害に気付くこともあります。

みんなで高齢者を悪質商法やニセ電話詐欺から守りましょう！

【見守りポイント】

- ・見慣れない工事業者や訪問販売員がたびたび出入りしている
 - ・未使用的商品、段ボールが増えたり、定期的に同じ商品が届いている
 - ・見慣れないカタログや名刺、見積書や契約書などがある
 - ・大切にしていた着物や貴金属などの貴重品がなくなっている
 - ・商品を購入したこと覚えていないなど、判断能力に不安がある

このキャンペーンの実施概要は、県消費生活センターのホームページ「いばらき消費生活なび」の特設ページをご覧ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/campaign/old.html>

※当メールマガジンの配信を停止したい場合は、ホームページ「いばらき消費生活なび」より配信停止の手続きを行ってください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/mail-magazine.html>

このメールに心当たりのない場合やご不明な点がある場合は、お手数ですが

mail:syose@pref.ibaraki.lg.jp までご連絡ください。

A horizontal sequence of 15 squares, alternating black and white, used as a visual element in the document.

【お問合せ先】

発行・編集 茨城県消費生活センター

〒310-0802 茨城県水戸市柵町1丁目3番1号

TEL : 029-224-4722

FAX : 029-226-9156